

横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準

項目		審査の視点	配点	係数	合計	
1	団体の状況 (15点)	(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か	5	2	10
		(2) 応募理由	施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5	1	5
2	基本方針 (5点)	(1) 事業実施の基本方針	救急医療センターの役割や特色を活かした事業展開が示されているか、本市救急医療体制への効果などが考えられているか。	5	1	5
3	職員配置・育成 (15点)	職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療センターの施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 職員の資質向上のための研修が計画されているか。 	5	3	15
4	施設の管理運営 (50点)	(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	5	1	5
		(2) 修繕等への取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。 建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。 	5	2	10
		(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5	1	5
		(4) 防災に対する取組	市防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	5	2	10
		(5) 利用者の意見・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5	2	10
		(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	5	2	10
5	事業の企画・実施 (50点)	(1) 事業計画、事業展開	診療体制の確保について、具体的な計画、確保の見込みがあるか。	5	4	20
		(2) 他機関との連携	入院や専門的な診療が必要な患者を円滑に他医療機関に転送できるようにするための具体的な方策などが示されているか。	5	4	20
		(3) その他センターで実施する事業	センターの機能をさらに円滑に実施するための創意工夫、具体的・独創的な提案があるか。	5	2	10
6	収支計画及び指定管理料 (20点)	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5	2	10
		(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5	1	5
		(3) 経費節減への取組	経費節減への取組に関する具体的な提案がされているか。	5	1	5

7	加減点項目 (15点)		障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	2	1	2
		(1) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※ (5点)	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	3	1	3
	(2) 前期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ) (10点)	管理運営実績が良好であるか。 第三者評価を踏まえた改善がなされているか。	10	1	10	
合 計						170

※「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書(様式10)」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

<選定方法>

1	<p>「審査の視点」に基づき、各項目について以下の基準で採点を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">悪い 不適切 1</td> <td style="text-align: center;">←</td> <td style="text-align: center;">普通 3</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">良い 適切 5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> </table> <p>※前期の指定管理業務の実績について (1) 前期の実績評価の選定に占める割合は、10%以下とします。(競争性の阻害を最小限とするため) (2) 加点だけでなく、要求水準を下回った場合には減点を行います。 (3) 最低限の要求水準を満たすだけでは加点しません。 (4) 上記の考え方により、評価点数は次の4段階で採点します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">悪い 不適切 -5</td> <td style="text-align: center;">普通 0</td> <td style="text-align: center;">優秀 +5</td> <td style="text-align: center;">極めて 優秀 +10</td> </tr> </table>	悪い 不適切 1	←	普通 3	→	良い 適切 5	2			4		悪い 不適切 -5	普通 0	優秀 +5	極めて 優秀 +10
悪い 不適切 1	←	普通 3	→	良い 適切 5											
2			4												
悪い 不適切 -5	普通 0	優秀 +5	極めて 優秀 +10												
2	出席委員全員の総得点を選定評価委員会としての審査結果とし、公表します。														
3	質の担保をはかるため、最低基準を設けます。最低基準は、1～6の項目の合計点の60%とします。 (例: 5人出席の場合の最低基準点: 155点 × 5人 × 60% = 465点) 最低基準を満たさない場合は、選定されず、再度公募を行います。 また、最低基準を満たしていても、著しく点数の低い項目がある場合は、選定評価委員会で協議することとします。														